

職保発 0329 第 6 号
開若発 0329 第 4 号
令和 6 年 3 月 29 日

特定一般教育訓練実施者
専門実践教育訓練実施者 様

厚生労働省職業安定局雇用保険課長
(公 印 省 略)
厚生労働省人材開発統括官付
参事官 (若年者・キャリア形成担当)
(公 印 省 略)

訓練対応キャリアコンサルタントの要件及び訓練前キャリアコンサルティングの留意事項について

平素より教育訓練給付制度の円滑な運用に御協力いただき感謝申し上げます。

特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練（以下「特定一般教育訓練等」といいます。）に係る教育訓練給付金の支給申請に当たって、受講予定者はキャリアコンサルティング（以下「訓練前キャリアコンサルティング」といいます。）を受けることが義務づけられており（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 101 条の 2 の 11 の 2 及び第 101 条の 2 の 12）、当該訓練前キャリアコンサルティングを実施するキャリアコンサルタント（以下「訓練対応キャリアコンサルタント」といいます。）の要件については、「キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるもの」（平成 26 年厚生労働省告示第 308 号。以下「告示」という。）において定めています。

学び・学び直しの推進が重要となる中、そのニーズに応えることができるようにするとの趣旨から、今般、告示を改正し、これまで訓練対応キャリアコンサルタントの要件の一つとしていた「特定一般教育訓練若しくは専門実践教育訓練を行う法人若しくは団体に雇用されていない者又は当該法人若しくは団体の役員でない者であること」を削除するとともに、雇用保険法施行規則の改正により、訓練前キャリアコンサルティングの留意事項を新たに規定しました（別添 1：雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 57 号）及びキャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 127 号）。令和 6 年 3 月 27 日公布、同 4 月 1 日施行。）。

上記の告示及び雇用保険法施行規則の改正に伴う運用上の留意点等は下記のとおりですので、御了知の上、所属するキャリアコンサルタントに訓練前キャリアコンサルティングを行わせる場合には、適正な実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 訓練対応キャリアコンサルタントの要件について

今般の告示改正により、訓練対応キャリアコンサルタントは以下のいずれの要件も満たす者とした。

- 一 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の3のキャリアコンサルタントである者
- 二 厚生労働省人材開発統括官が委託して実施するキャリアコンサルティングに係る研修を受けている者

今般の改正により、特定一般教育訓練等を行う法人・団体に雇用され又はその役員であるキャリアコンサルタントも訓練対応キャリアコンサルタントとして訓練前キャリアコンサルティングを実施できることとなるが、従前どおり、当該キャリアコンサルタントとなるためには、厚生労働省が委託して実施する「中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修」のうちの「訓練対応キャリアコンサルタント向け研修」を修了する必要がある。所属するキャリアコンサルタントに訓練前キャリアコンサルティングを行わせる場合には、当該研修の修了を確認すること。

なお、令和6年度の開講予定については厚生労働省HPにおいて確認されたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/career_consultant02.html

2 訓練前キャリアコンサルティングに係る留意事項の遵守の徹底について

今般、雇用保険法施行規則に規定した訓練前キャリアコンサルティングを実施する際の留意事項は下記のとおりである。

雇用保険法施行規則第101条の2の11の2第5項

- 一 特定一般教育訓練受講予定者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する適切な特定一般教育訓練の選択を支援すること。
- 二 特定一般教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う特定一般教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。

雇用保険法施行規則第101条の2の12第8項

- 一 専門実践教育訓練受講予定者の中長期的なキャリア形成に資する適切な専門実践教育訓練の選択を支援すること。
- 二 専門実践教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う専門実践教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。

当該留意事項を遵守するための対応等に係る訓練対応キャリアコンサルタントへの周知事項について、別添2のとおり資料を作成したので、その活用等により、所属する訓練対応キャリアコンサルタントに対して遵守の徹底を図ること。

3 留意事項の遵守に疑義が生じた場合の対応について

特定一般教育訓練等に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者等から、訓練前キャリアコンサルティングにおいて、訓練対応キャリアコンサルタントから不当な勧誘を受けたとの申告を受けた場合等には、当該訓練前キャリアコンサルティングを実施した訓練対応キャリアコンサルタントやその所属先に対し、厚生労働省又は労働局からヒアリング等の調査を行うなどにより事実関係を確認し、必要な対応を行う。

八 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律
 第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条
 第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療
 情報を取得する場合
 九 第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイから八までに掲げる者の区分に応じ当
 該イから八までに定めるものを行う場合
 イ 八 (略)
 十 十三 (略)
 (法第六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるもの)
 第二百二十二条 法第六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条
 第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律
 第二百六十六号) 第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十七号

雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号) 第六十条の二、第八十二条及び附則第十一条の二の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 武見 敬三

令和六年三月二十七日
雇用保険法施行規則の一部を改正する省令
雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号) の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続) 第一百一条の二の二 教育訓練給付対象者であつて、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの(以下この条において「特定一般教育訓練受講予定者」という)は、当該特定一般教育訓練を開始する日の十四日前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票(様式第三十三号の二)に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。</p> <p>一 担当キャリアコンサルタント(キャリアコンサルタントであつて厚生労働大臣が定めるものをいう。第五項及び次条において同じ)が、当該特定一般教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、キャリアコンサルタントを踏まえて記載した職務経歴等記録書</p> <p>二 四 (略)</p> <p>二 五 四 (略)</p> <p>5 担当キャリアコンサルタントは、次に掲げる事項に留意しつつ、第一項第一号のキャリアコンサルタントを実行するものとする。</p> <p>一 特定一般教育訓練受講予定者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する適切な特定一般教育訓練の選択を支援すること。</p> <p>二 特定一般教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う特定一般教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。</p>	<p>(特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続) 第一百一条の二の二 教育訓練給付対象者であつて、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの(以下この条において「特定一般教育訓練受講予定者」という)は、当該特定一般教育訓練を開始する日の一箇月前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票(様式第三十三号の二)に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。</p> <p>一 担当キャリアコンサルタント(キャリアコンサルタントであつて厚生労働大臣が定めるものをいう。次条第一項第一号において同じ)が、当該特定一般教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、キャリアコンサルタントを踏まえて記載した職務経歴等記録書</p> <p>二 四 (略)</p> <p>二 五 四 (略)</p> <p>(新設)</p>

(専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続)

第百一条の十二 教育訓練給付対象者であつて、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの(以下この条において「専門実践教育訓練受講予定者」という。)は、当該専門実践教育訓練を開始する日の十四日前までに、次の各号に掲げる書類及び運転免許証その他の専門実践教育訓練受講予定者が本人であることを確認することができる書類を添えて、又は次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票(様式第三十三号の二の二)を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一 一三 (略)

二 五七 (略)

八 担当キャリアコンサルタントは、次に掲げる事項に留意しつつ、第一項第一号のキャリアコンサルタントの実施するものとする。

一 専門実践教育訓練受講予定者の中長期的なキャリア形成に資する適切な専門実践教育訓練の選択を支援すること。

二 専門実践教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う専門実践教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。

附則

(教育訓練支援給付金の受給資格の決定)

第二十七条 教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者(以下「教育訓練支援給付金受給予定者」という。)は、専門実践教育訓練を開始する日の十四日前まで(当該専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前の日後に一般被保険者でなくなつた教育訓練支援給付金受給予定者にあつては、一般被保険者でなくなつた日の翌日から一箇月を経過する日まで)に、管轄公共職業安定所に出頭し、次の各号に掲げる書類及び運転免許証その他の教育訓練支援給付金受給予定者本人であることを確認することができる書類を添えて又は次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を提出しなければならない。

一 一三 (略)

二 五七 (略)

四 この条及び附則第三十条において「支給単位期間」とは、専門実践教育訓練を受けている期間を、当該専門実践教育訓練を開始した日(当該専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前の日後に一般被保険者でなくなつた教育訓練支援給付金を受ける者にあつては、前項により教育訓練支援給付金に係る受給資格を決定した日)から起算して二箇月を経過した日又は当該専門実践教育訓練を受けている期間において二箇月ごと(その日に該当する日がない月においては、当該専門実践教育訓練を受けている期間内にある日(その月に該当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「訓練開始当日」という。)からそれぞれ二箇月後の訓練開始当日の前日(当該専門実践教育訓練を終了した日の属する月にあつては、当該専門実践教育訓練を終了した日)までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

(専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続)

第百一条の十二 教育訓練給付対象者であつて、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの(以下この条において「専門実践教育訓練受講予定者」という。)は、当該専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前までに、次の各号に掲げる書類及び運転免許証その他の専門実践教育訓練受講予定者が本人であることを確認することができる書類を添えて、又は次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票(様式第三十三号の二の二)を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一 一三 (略)

二 五七 (略)

(新設) 担当キャリアコンサルタントは、次に掲げる事項に留意しつつ、第一項第一号のキャリアコンサルタントの実施するものとする。

一 専門実践教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う専門実践教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。

附則

(教育訓練支援給付金の受給資格の決定)

第二十七条 教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者(以下「教育訓練支援給付金受給予定者」という。)は、専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前(以下「提出期限日」という。)まで(提出期限日後に一般被保険者でなくなつた教育訓練支援給付金受給予定者にあつては、一般被保険者でなくなつた日の翌日から一箇月を経過する日まで)に、管轄公共職業安定所に出頭し、次の各号に掲げる書類及び運転免許証その他の教育訓練支援給付金受給予定者本人であることを確認することができる書類を添えて又は次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を提出しなければならない。

一 一三 (略)

二 五七 (略)

四 この条及び附則第三十条において「支給単位期間」とは、専門実践教育訓練を受けている期間を、当該専門実践教育訓練を開始した日(提出期限日後に一般被保険者でなくなつた教育訓練支援給付金を受ける者にあつては、前項により教育訓練支援給付金に係る受給資格を決定した日)から起算して二箇月を経過した日又は当該専門実践教育訓練を受けている期間において二箇月ごと(その日に該当する日がない月においては、当該専門実践教育訓練を受けている期間内にある日(その日に該当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「訓練開始当日」という。)からそれぞれ二箇月後の訓練開始当日の前日(当該専門実践教育訓練を終了した日)までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

5・6 (略)

5・6 (略)

様式第三十三号の二の二(第二面)を次のように改める。

様式第33号の2の2(第101条の2の7第1号の2、第101条の2の7第2号関係)(第2面)

【注意】

- 1 この確認票は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の給付に必要な受給資格の確認を行うためのものです。
8欄に記載した受講開始予定年月日の前日から起算して14日前の日までに、下記の確認書類を添付して、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。なお、代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
(ただし、教育訓練支援給付金の受給資格の確認を行う場合は、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に、申請者本人が出頭した上で、確認票及び添付すべき確認書類の提出をすることが必要です。)
- 2 確認票に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と確認票の内容が異なる場合は、受給資格の確認を行うことができません。なお、当該手続及びこれに続き今後行う支給申請時に個人番号カード(マイナンバーカード)を提示する場合には(3)の書類を省略することが可能です。
(1)当該教育訓練の受講に関する「キャリアコンサルティングの記録」
(2)本人確認及び本人の住所又は居所を確認できる官公署の発行した書類(原則原本。ただし、代理人、郵送又は電子申請の場合は写しでも可。)
(具体的には、運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード(マイナンバーカード)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書(本人の写真付き)のいずれか1種類です。これがない場合は、国民健康保険被保険者証若しくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書(住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書)、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書(本人の写真がないもの)のいずれか2種類です。)
- (3)最近の写真(6か月以内の写真であって、正面上三分身が写った、縦3.0cm×横2.4cmのものを、2枚。ただし、特定一般教育訓練給付金の受給資格の確認を行う場合を除く。)
- (4)雇用保険被保険者離職票一1及び2(教育訓練支援給付金の受給資格の確認を行う場合にのみ添付してください。基本手当等の資格決定を受け、雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証の交付を受けている場合は、雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証を添付してください。)
- 3 妊娠、出産、育児、疾病若しくは負傷又はこれらに準ずる理由で申請者本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所長がやむを得ないとして、教育訓練給付の対象となり得る期間の延長を認める場合には、「教育訓練給付適用対象期間延長申請書」の提出が必要になります。
- 4 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 5 確認票の記載について
(1)この確認票により、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の受給資格があるか確認の申請をすることができますが、受給資格の確認を申請しない給付金がある場合は、表題及び署名欄の確認を申請しない給付金の名称と「及び」を抹消してください。
(2)□□□□で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
(3)年月日に記載する欄には、元号コードを記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。(例：平成3年2月1日→03年02月01日)
(4)※印のついた欄には記載しないでください。
(5)1欄には、指定された個人番号(マイナンバー)を間違いのないよう記載してください。
(6)2欄には、雇用保険被保険者証(雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証)に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が16桁(2段/上6桁・下10桁)で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
(7)3～5欄は漢字、カタカナ、平仮名により明瞭に記載してください。
(8)5欄のフリガナ欄は、姓と名の上に1文字分の空欄をあけてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱い(例：ガ→カ、バ→ハ)、また「キ」及び「エ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
(9)7欄及び8欄は受講を希望する指定教育訓練の実施者に確認の上、記載してください。確認票に記載された受講開始予定日と実際の受講開始日が異なる場合は、各給付金の支給申請時に受給できないことがあります。実際の受講開始日が変更された場合、速やかに公共職業安定所宛て連絡してください。
(10)10欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字(英字については大文字とする。)により明瞭に記載してください。
(11)11欄の電話番号は、平日昼間に連絡の取りやすい電話番号を記載してください。
- 6 払渡希望金融機関指定届の記載について
(1)「名称」欄には教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を今後申請する際に払渡しを希望する金融機関(ゆうちょ銀行を含む。)の名称及び店舗名(ゆうちょ銀行の場合は名称のみ)を記載してください。
(2)「銀行等(ゆうちょ銀行以外)」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人の名義の通帳の口座(記号)番号を記載してください。
(3)確認票の提出と同時に申請者本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示してください。また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払渡希望金融機関指定届を届けている方は、届ける必要がありません。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正)

第三条 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第五項中「一箇月」を「十四日」に改める。

第三条 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

別表第一		別表第一	
改 正 後		改 正 前	
患者の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養	患者の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養
(略)	(略)	(略)	(略)
四 次に掲げる患者	次に掲げる療養	四 次に掲げる患者	次に掲げる療養
イ 介護医療院に入所している患者	一 次に掲げる点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の4のイからへまでの注14に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。)	イ 介護医療院に入所している患者	一 次に掲げる点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の4のイからへまでの注13に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。)
ロ 介護医療院において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者	二 次に掲げる点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の4のイからへまでの注14に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。)	ロ 介護医療院において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者	二 次に掲げる点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の4のイからへまでの注13に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。)
備考 (略)	三 (略)	備考 (略)	三 (略)

附則

(適用期日)

- この告示は、令和六年六月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 第一条の規定 令和六年四月一日
 - 第三条の規定 令和七年八月一日
- 前項第一号に掲げる規定の適用の日又はこの告示の適用の日前に行われた療養の費用の額の算定については、それぞれなお従前の例による。
 - 厚生労働省告示第百二十六号
厚生労働大臣が定める療養(平成十八年厚生労働省告示第四十二号)は、令和六年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の日に行われた療養の費用の額の算定については、なお従前の例による。
令和六年三月二十七日
厚生労働大臣 武見 敬三
 - 厚生労働省告示第百二十七号
雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第百一条の二の二第二項第一号の規定に基づき、キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるもの(平成二十六年厚生労働省告示第百三十八号)の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。
令和六年三月二十七日
厚生労働大臣 武見 敬三
(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
雇用保険法施行規則第百一条の二の二第二項第一号の規定に基づき、キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。	雇用保険法施行規則第百一条の二の二第二項第一号の規定に基づき、キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。	雇用保険法施行規則第百一条の二の二第二項第一号の規定に基づき、キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。	雇用保険法施行規則第百一条の二の二第二項第一号の規定に基づき、キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。
一 (略)	一 (略)	一 (略)	一 (略)

(前略)

二 (略)

二 雇用保険法施行規則第一百一条の二の七第一号の二に規定する特定一般教育訓練若しくは同条第二号に規定する専門実践教育訓練を行う法人若しくは団体に雇用されていない者又は当該法人若しくは団体の役員でない者
三 (略)

○国土交通省告示第二百三十四号

高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第五条第二項第五号の規定に基づき、阪神高速道路株式会社が高速度道路の管理等の事業を営む大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにこれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十七日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

告示

阪神高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにこれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示(平成二十四年国土交通省告示第七百四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

<p>高速道路株式会社法第五条第二項第五号の国土交通大臣が指定する高速道路は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号。以下「施行法」という。)第十三条第六項の規定により国土交通大臣の指定があつたものとみなされた施行法第三十七条第三号の規定による廃止前の阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)第三十条第一項の基本計画に定められている高速道路(京都市道高速道路一号線及び京都市道高速道路二号線を除く。)のほか、神戸市道生田川箕谷線及び次の表の上欄に掲げる路線名の高速道路の同表の下欄に掲げる区間とする。</p>	<p>高速道路株式会社法第五条第二項第五号の国土交通大臣が指定する高速道路は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号。以下「施行法」という。)第十三条第六項の規定により国土交通大臣の指定があつたものとみなされた施行法第三十七条第三号の規定による廃止前の阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)第三十条第一項の基本計画に定められている高速道路(京都市道高速道路一号線及び京都市道高速道路二号線を除く。)のほか、神戸市道生田川箕谷線及び次の表の上欄に掲げる路線名の高速道路の同表の下欄に掲げる区間とする。</p>
<p>一般国道一号 大阪市鶴見区緑地公園五六番から同市北区豊崎までの区間</p>	<p>一般国道一号 大阪市鶴見区緑地公園五六番から同市北区豊崎までの区間</p>
<p>一般国道二号 神戸市東灘区向洋町東から同市長田区西尻池町までの区間</p>	<p>一般国道二号 神戸市東灘区向洋町東から同市長田区西尻池町までの区間</p>
<p>一般国道四三号 西宮市今津社前町から同市西宮浜二丁目までの区間</p>	<p>一般国道四三号 西宮市今津社前町から同市西宮浜二丁目までの区間</p>
<p>一般国道一六三号 東大阪市荒本北三丁目一七一五番四から同市西石切町五丁目一九一番三までの区間</p>	<p>一般国道一六三号 東大阪市荒本北三丁目一七一五番四から同市西石切町五丁目一九一番三までの区間</p>
<p>備考 この表に掲げる区間は、令和六年三月一日における行政区画その他のものによつて表示されたものとする。</p>	<p>備考 この表に掲げる区間は、平成三十一年三月一日における行政区画その他のものによつて表示されたものとする。</p>

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第十八号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭和二十八年政令第六十二号)第十九条及び第二十条の規定に基づき、並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百六十条第一項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の規定を実施するため、海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示及び海上保安官の要請を受けて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者の損害補償の実施に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十七日

海上保安庁長官 石井 昌平

お知らせ：キャリアコンサルタントの皆さんへ

訓練対応キャリアコンサルタントの要件及び訓練前キャリアコンサルティングの留意事項について

◎訓練対応キャリアコンサルタントの要件

雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練のうち、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練（＝「特定一般教育訓練」）及び中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（＝「専門実践教育訓練」）を受講しそれに係る教育訓練給付金を受給することを希望する者（以下「受講希望者」と言います。）は、当該教育訓練を受講する前に、キャリアコンサルティング（訓練前キャリアコンサルティング）を受ける必要があります。

この訓練前キャリアコンサルティングの実施を通じて、適切な訓練の選択につながるよう支援をする役割を担うのが訓練対応キャリアコンサルタントです。

訓練対応キャリアコンサルタントの要件は、「キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるもの」（平成 26 年厚生労働省告示第 308 号）の規定により定められています。今般、同告示が改正され、従来規定されていた、特定一般教育訓練若しくは専門実践教育訓練を行う法人・団体の被雇用者や役員でない者という旨の要件が削除されました。これは、学び・学び直しの推進が重要となる中、そのニーズに応えることができるようにするとの趣旨によるものです。

これにより、令和 6 年 4 月 1 日より、訓練対応キャリアコンサルタントの要件は、以下のいずれの要件も満たす者とされました。

- 一 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 30 条の 3 のキャリアコンサルタントである者
- 二 厚生労働省人材開発統括官が委託して実施するキャリアコンサルティングに係る研修を受けている者

訓練対応キャリアコンサルタントとして訓練前キャリアコンサルティングを実施するには、厚生労働省が委託して実施する「中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修」のうちの「訓練対応キャリアコンサルタント向け研修」を受講する必要があります。訓練対応キャリアコンサルタントとなることを希望するキャリアコンサルタントの方は、当該研修を受講してください（令和 6 年度は、4 月 12 日以降の受講申込受付開始を予定しています）。

なお、制度変更等に対応するため、当該研修は、少なくとも、キャリアコンサルタントとしての登録の有効期間である 5 年以内に改めて受講するようにしてください。

◎訓練前キャリアコンサルティングの実施に係る留意事項

(1) 雇用保険法施行規則の規定

上記の訓練対応キャリアコンサルタントの要件の改正により、特定一般教育訓練若しくは専門実践教育訓練を行う法人・団体に所属する（雇用され又はその役員である）キャリアコンサルタントも訓練対応キャリアコンサルタントとして訓練前キャリアコンサルティングを実施できることとなりました。

ただし、当該要件の改正に併せて、以下のとおり、雇用保険法施行規則の改正により、キャリアコンサルティングの実施に係る留意事項が定められました。このため、既に上記の訓練対応キャリアコンサルタント向け研修を受講済みの方も含め、訓練対応キャリアコンサルタントとして訓練前キャリアコンサルティングを実施する際はこの留意事項を遵守することが必要です。

【特定一般教育訓練受講予定者のキャリアコンサルティングについて】

雇用保険法施行規則第 101 条の 2 の 11 の 2 第 5 項

担当キャリアコンサルタントは、次に掲げる事項に留意しつつ、（中略）キャリアコンサルティングを実施するものとする。

- 一 特定一般教育訓練受講予定者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する適切な特定一般教育訓練の選択を支援すること。
- 二 特定一般教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う特定一般教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。

【専門実践教育訓練受講予定者のキャリアコンサルティングについて】

雇用保険法施行規則第 101 条の 2 の 12 第 8 項

担当キャリアコンサルタントは、次に掲げる事項に留意しつつ、（中略）キャリアコンサルティングを実施するものとする。

- 一 専門実践教育訓練受講予定者の中長期的なキャリア形成に資する適切な専門実践教育訓練の選択を支援すること。
- 二 専門実践教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う専門実践教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。

(2) 留意事項を遵守するための対応

訓練前キャリアコンサルティングにおいては、相談者の自己理解や仕事理解の促進を通じてキャリア・プランや目標の設定を支援し、その目標の達成に資する適切な教育訓練の選択を支援します。キャリアコンサルタント倫理綱領にもあるように、公正な態度を持って対応することはあらゆるキャリアコンサルティングにおいて求められることですが、訓練前キャリアコンサルティングにおいては特に誤解を招くことのないよう留意

が必要となります。

(参考) キャリアコンサルタント倫理綱領(特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会)
(社会的信用の保持)

第3条 キャリアコンサルタントは、常に公正な態度をもって職責を果たし、専門職として、相談者、依頼主、他の分野・領域の専門家や関係者及び社会の信頼に応え、信用を保持しなければならない。

(3) ジョブ・カードへの記載

ジョブ・カードのキャリア・プランシート(様式1-1、1-2)の「キャリアコンサルティング実施者の記入欄」にコメントを記載する際は、以下の記載例に倣い、従来どおりの中長期的なキャリア形成に資するかどうかにあつての記載に加えて、「雇用保険法施行規則に規定する留意事項に沿つて実施した」と記載するようにしてください。当該記載内容については、受給資格確認の際にハローワーク職員が確認します。

上述の雇用保険法施行規則で定められた2点の留意事項のうち、1点目については教育訓練を実施する法人・団体への所属の有無などに関わらず遵守することを求められるものであり、その確認のために必要であることから、この「雇用保険法施行規則に規定する留意事項に沿つて実施した」との記載は全ての訓練前キャリアコンサルティングにおいて必ず行ってください。

【記載例】

「今まで経験したアルバイトなどの中で、興味を持った〇〇の分野への就業を希望していることが確認された。就業に必要な△△の資格取得のために、『□□講座』の受講が有効である。

雇用保険法施行規則に規定する留意事項に沿つて実施した。」

「本人の希望する就業条件に合致する求人が、就業を希望している地域に多数あり、就職可能性の観点から適当な職種を選択しているものと判断される。また、長期間の訓練の内容について理解しており、『〇〇コース』の受講に特段の支障はない。

雇用保険法施行規則に規定する留意事項に沿つて実施した。」

「自己理解はできており、自分のすすむべき方向性は定まっていたが、仕事についての理解が不足していたため、〇〇について情報を提供したところ、△△分野での就業を希望するに至つた。よつて、□□の資格取得のための訓練受講が適当である。

雇用保険法施行規則に規定する留意事項に沿つて実施した。」

「現在、〇〇業界において就業中であり、今後、△△を身につけ、キャリアアップをしていきたいとの目標を持っており、『□□講座』の受講を希望していることが確認された。

雇用保険法施行規則に規定する留意事項に沿つて実施した。」

なお、受講希望者は、教育訓練の受講前に訓練対応キャリアコンサルタントによるコメントを記載したジョブ・カードを含む必要書類をハローワークに提出し受給資格の確認を受ける必要がありますが、その期限は、令和6年4月1日より、受講開始14日前までと改正されています（従来は1か月前まで）。

(4) 訓練前キャリアコンサルティングに係る留意事項についての説明、確認

上記(2)により、相談者の目標の達成に資する適切な教育訓練を相談者自身が主体的に選択するよう支援した上で、相談者が、訓練対応キャリアコンサルタントの所属先を行う教育訓練の受講を選択した場合、雇用保険法施行規則に定められた訓練前キャリアコンサルティングに係る留意事項について十分に説明するとともに、誤解が生じないように、不当な勧誘が行われなかったことについて確認し理解を得ておくことが特に重要となります。

その際、上記(3)のジョブ・カードへの記載とは別に、以下の例のような文書を手交するなどにより説明、確認を行うことが有効と考えられます。

この文書は、教育訓練給付金の受給に係る手続きの際に提出する必要はありません。ただし、相談者等から、訓練前キャリアコンサルティングにおいて、訓練対応キャリアコンサルタントから不当な勧誘を受けた等の申告を受け、調査が必要となった場合などには、事実関係の確認のために使用することとなる場合があります。

【訓練前キャリアコンサルティングに関する説明・確認書(例)】

訓練前キャリアコンサルティングは、教育訓練給付金を受給して特定一般教育訓練または専門実践教育訓練を受講することを希望する方(受講予定者)が、適切な教育訓練を選択できるよう支援するものです。

訓練対応キャリアコンサルタントは、訓練前キャリアコンサルティングを行う際に、以下に留意するものとされています。

- ①受講予定者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する適切な教育訓練の選択を支援すること。
- ②訓練対応キャリアコンサルタントの所属先を行う教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。

今般、〔受講予定者氏名〕氏は、訓練対応キャリアコンサルタントの所属先を行う〔講座名〕の受講を希望することとなりましたが、以下の経緯のとおり、訓練対応キャリアコンサルタントは、受講予定者の経験や能力を踏まえたキャリア・プランの策定及びそれに沿った適切な講座を受講予定者自身が主体的に選択できるよう支援したものであり、当該講座を

受講するよう不当な勧誘は行っておりません。

(講座選択の経緯)

(例：受講予定者が取得を目指す資格に係る複数の講座から、受講スケジュール等を踏まえ、受講予定者自身が希望の講座を選択した。)

令和 年 月 日

訓練対応キャリアコンサルタント氏名 ()

登録番号 ()

所属先法人・団体名 ()

(5) 留意事項が遵守されなかった場合の対応について

受講予定者からハローワーク等に対し不当な勧誘を受けたとの申出が行われるなど、雇用保険法施行規則に規定された留意事項を遵守せずに訓練前キャリアコンサルティングが行われた疑いが生じた場合などには、当該訓練前キャリアコンサルティングを実施した訓練対応キャリアコンサルタントやその所属先に対して、厚生労働省又は労働局からヒアリング等の調査を行うことがあります。調査の際には、(4)の説明・確認書や、相談記録を参照することがあります。